

京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年6月1日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第2号

京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市乗合自動車旅客連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
(1) (略)				(1) (略)			
(2) 定期券による場合				(2) 定期券による場合			
運輸機 関名	連絡運輸の 社線区間	社線接続駅	局線接続駅	運輸機 関名	連絡運輸の 社線区間	社線接続駅	局線接続駅
京都バ ス株式 会社	全線	上高野	上高野	京都バ ス株式 会社	全線	上高野	上高野
		洛北高校前	洛北高校前			洛北高校前	洛北高校前
		北大路バス ターミナル	北大路バス ターミナル			北大路バス ターミナル	北大路バス ターミナル
		花園橋	花園橋			花園橋	花園橋
		高野車庫・ 高野橋東詰	高野橋東詰			高野車庫・ 高野橋東詰	高野橋東詰
京阪バ ス株式 会社	全線	三 <u>条京阪</u>	三 <u>条京阪前</u>	京阪バ ス株式 会社	全線	三 <u>条京阪</u>	三 <u>条京阪前</u>
		四 <u>条河原町</u>	四 <u>条河原町</u>			四 <u>条河原町</u>	四 <u>条河原町</u>
		四 <u>条烏丸</u>	四 <u>条烏丸</u>			四 <u>条烏丸</u>	四 <u>条烏丸</u>
		五 <u>条坂</u>	五 <u>条坂</u>			五 <u>条坂</u>	五 <u>条坂</u>
		河原町五 <u>条</u>	河原町五 <u>条</u>			河原町五 <u>条</u>	河原町五 <u>条</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(交通局企画総務部企画調査課)